

奥入瀬溪流事件 (控訴審)

事件番号:東京高等裁判所平成18年(ネ)第2721号
奥入瀬(おいらせ)溪流落木事故国家賠償請求訴訟控訴事件

控訴人:国、青森県

判決言渡し日時:平成19年1月17日判決言渡し

主文(略)

事実及び理由

第1 求める裁判(略)

第2 事案の概要(略)

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人花子の請求は、控訴人らに対し連帯して損害賠償金1億8816万4243円、被控訴人太郎の請求は、控訴人らに対して同じく330万円及びこれらに対する不法行為日である平成15年8月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があり、その余は理由がないものと判断する。その理由は、以下の通りである。

2 控訴人県営の営造物設置管理の瑕疵及び控訴人国の工作物責任に関する認定判断は、原判決を3のとおりに訂正し、答審における控訴人らの主張に対する判断として4のとおりに加えるほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の付加、訂正(作成者注:本件ブナの木にかかる国の工作物責任についての第一審判決第3の2の(2)及び同(3)の訂正→資料集p.105)

原判決19頁5行目冒頭から20頁1行目末尾までを、次のとおり改める。

「(2)控訴人国は、民法717条2項にいう「竹木」には、天然木(自生した木)は含まれないと主張し、このような解釈を裏付けるものとして、民法制定時の立法資料等(〔証拠略])を挙げる。しかし、これらの資料も直後に「竹木」から天然木が除外されると説明したものではないのであり、他方、同条項はなんらの限定なしに「竹木」との文言を用いており、また、天然木においてもこれがお倒れたり、枝を落としたりする危険を内包する点においては、庭木等と何ら異なることはないのである。そうであれば、天然木について、「竹木」に当たらないとして、その内包する危険を一律に無視するような限定解釈はとらず、その「支持の瑕疵」を問えるものとするのが社会的にみても相当な解釈であるというべきである。そして、事項で述べるとおり、竹木の支持の瑕疵

「竹木」の
解釈

の判断に当たっては、それが生立している自然的、社会的な状況に照らして判断されるべきところ、天然木であるという事情は、その生立する自然的、社会的な状況に反映される限りで、瑕疵の有無を判断する要素として考慮されることになる。

(3)また、控訴人国は、民法717条2項にいう竹木の「支持」とは、支柱を施すなどの物理的な措置を意味すると主張するが、同条1項の土地工作物の「設置」又は「保存」についての一般的な解釈との対比からしても、上記のような解釈は失当であり、竹木の「支持」とは土地工作物の「保存」とほぼ同義に、竹木の維持、管理を意味するものと解するのが相当である(なお、控訴人国が主張するように解すると、竹木に倒れる危険が生じた際に、支柱を施したが不十分で倒れれば支持の瑕疵に当たるが、支柱を施さずに放置したまま倒れれば支持の瑕疵には当たらないとの、不当なけっかになる。)

そして、もともと危険を内包する竹木について、その安全性につき社会的に期待されるレベル、したがって、その有すべき安全性の程度は、それが生立する自然的、社会的な状況によって異なるものであるから、竹木の支持の瑕疵、すなわち維持、管理の瑕疵の有無についても、その生立する自然的、社会的な状況に照らして、その有すべき安全性の程度を判断することが必要である。」

竹木の支持の瑕疵の考慮要素

(2)(作成者注:本件ブナの木にかかる国の工作物責任についての第一審判決第3の2の(4)の追加→資料集p.105) 原判決20頁10行目の「いわざるをえない。」の次に「なお、控訴人国は、三八上北森林管理署は、本件ブナの木を含む一帯を国有林として管理していたもので、その国有林中の本件ブナの木について、落木、落枝による人への危害防止の観点から管理していたものでないと主張する。なるほど、国有林内の樹木一般について、上記のような観点による管理が行われていないことはそのとおりである(〔証拠略])、また、国有林内の樹木の大半については、それが天然木か植栽された木かを問わず、その生立する自然的、社会的な状況に照らしても、人への危険の度合いが低く、また、その安全性への期待のレベルも低い(その近くまで立ち入って危害を被れば、自己責任であると社会的にも判定される。)とみることができるから、国有林の管理については、人への危害防止の観点は、一般的には、その必要が乏しいということではある。しかし、国有林の樹木についても、人が多数参集し、その樹下に止まる場所に生立することもあるのであり、そうした場合において、国有林を所有し、管理する控訴人国が、人への危害防止の観点からの管理は行わない、管理責任も負わないというのは、安全性に対する社会的な期待を考えれば、明らかに不当である(本件事故後のことではあるが、衆議院農林水産委員会での政府答弁において、林野庁長官も、自然公園の遊歩道に関わる国有林について、危険木の伐採、管理の必

竹木の支持の瑕疵の判断(安全性の社会的期待のレベル等)

要性にふれている（〔証拠略〕）。また、国有林の管理者にそのような管理を要求し、責任を負わせるならば、管理者としてその負担に耐えられないことから、国有林を自然公園等として国民に提供すること自体が困難になる旨の東北森林管理局長の陳述書（〔証拠略〕）があるが、樹木の安全性に対する社会的な期待のレベルは、人の参集度、通行量などに応じて決まるものであり、人が接近する可能性のある樹木のすべてについて、落木、落枝が生じさせないという安全管理が当然に期待されているわけではないから、上記陳述書は、前提を誤るものであり、採用しがたい（管理者には、人への危険をより少なくし、しかも、自然公園の設置目的を活かせる適切な管理が求められている。）。結局、本件ブナの木の支持の瑕疵の有無については、上記のとおり判断するのが相当なのである。」を付け加える。

4 当審における控訴人らの主張に対する判断

(1) 控訴人国の主張ア、イについて（作成者注：本件ブナの木にかかる国の工作物責任（民法717条2項）についての判示）

ア 民法717条2項にいう「竹木」には、天然木が含まれないとの解釈が相当でないこと、また、竹木の「支持」とは、支柱を施すなどの物理的な措置だけを指すものではなく、竹木の維持、管理一般を指すものと解釈すべきことは、前判決のとおりである。

イ なお、引用にかかる原判決が判示するとおり、本件ブナの木の周辺地域は、国道102号線に隣接して石ヶ戸休憩所が設置され、別紙図面に図示するとおり、ここから奥入瀬に下る階段が設けられ、控訴人国が控訴人県に貸し付けた焼山側歩道起点に至るまでの地域（本件空白域）に存する。そして、本件ブナの木を含む立木や切り株の周囲に立入防止柵や標識等があり、溪流の近くで景観も良好（〔証拠略〕）であり、本件ブナの木の脇には卓ベンチが置かれるなど多数の観光客が本件ブナの木の周辺において散策ないし休憩することが予定されている場所である。このことは、石ヶ戸休憩所の利用者が平成14年度約45万人、平成15年度約50万人であることから、控訴人国は極めて容易に予想することができたというべきである。

ウ そして、奥入瀬溪谷が我が国有数の自然観光資源で、観光客が自然と親しむことについて控訴人国の施策としても推奨されており、控訴人国も本件ブナの木を含む周辺一帯の効用を享有していたことができる。そして、控訴人県による本件ブナの木の周囲の立入防止柵は、控訴人国（林野庁）の許可によるものであるし、弁論の全趣旨によれば、本件ブナの木の脇にある卓ベンチの設置も黙認していたとみられる。加えて控訴人国は、控訴人県とともに、合同点検を実施していたのであって、その趣旨が本件ブナの木周辺を含む遊歩道に近接した部分の危険性を除去するた

めのものであることからすると、現実に落木落枝の危険性を認識することができたものというべきである。

エ そうだとすると、控訴人国は、その管理する国有林に生立する本件ブナの木が、上記のような自然的、社会的な状況にあり、しかも、これを認識し得たのであるから、その落木、落枝による場合を含め、これが人への危害を及ぼすことがないように維持、管理に当たる責任があったというべきである。したがって、このような観点から、本件ブナの木の支持（維持、管理）に瑕疵があったかどうかを検討されなければならないのである。控訴人国の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人国の主張ウ及び控訴人県の主張ア、イについて（作成者注：本件空白域と本件ブナの木にかかる管理主体についての判示）

ア 本件空白域は、控訴人県が管理する焼山側歩道と子ノロ側歩道とを接続する場所であり、石ヶ戸休憩所とともに、一体として奥入瀬溪流石ヶ戸地区の観光資源を形成しているのであって、事実上、控訴人県によって上記遊歩道と一体として管理されているものというべきである。確かに、控訴人県は、本件空白域について控訴人国からの貸付けを受けていないし、公園事業としての管理対象範囲外の地域であり、本件ブナの木の周囲に植生復元のための立入防止柵の設置や草木類移植の実施が、林野庁（三八上北森林管理署長）からの作業行為承諾書や入林届等の手続きが必要であったといえることができるけれども（〔証拠略〕）、上記立入防止柵の設置や草木類移植については、控訴人県が主体的に行っていたものと認められるのであって、これらの許可又は届出が必要であったことは、控訴人県が本件空白域を事実上は管理していたとの判断を左右するものではない。なお、〔証拠略〕によれば、本件事故後の控訴人県と控訴人国（三八上北森林管理署）との折衝において、本件事故現場が控訴人県への貸付地に含まれるのかどうか確認されるまでにかなりの時間を要したことが認められるのであって、これからみても、控訴人県が本件空白域についても本件遊歩道と一帯として管理していたことがうかがえるのである。結局、控訴人県が本件事故現場の一部として事実上は管理していたとの判断は何ら左右されないことになる。

県の事実上の管理

イ 他方、本件空白域は、控訴人県が控訴人国から貸付けを受けておらず、これらの直接の管理責任は控訴人国に属している。このことは、本件ブナの木の周囲の立入防止柵（植生復元のため）を設置することや草木類移植の実施につき、林野庁（三八上北森林管理署長）からの作業行為承諾書や入林届等の手続きが必要であったこと、本件ブナの木周辺を含む奥入瀬溪流歩道の危険木判定や伐採拒否権限は、最終的には控訴人国（林野庁、旧環境庁）にあったこと、合同点

竹木の支持の瑕疵の判示（利用者数、利便性、利用施設）

検に控訴人国の機関も参加し、危険木の判定作業を実施し、その伐採作業を控訴人県に行わせていたことなどからも明らかであって、控訴人国は、本件ブナの木を所有するだけでなく、みずから占有していたことになる。

(3) 控訴人国の主張エ及び控訴人県の主張ウについて (作成者注: 本件空白域にかかる営造物の設置管理の瑕疵と本件ブナの木にかかる竹木の植栽支持の瑕疵の存否についての判示)

利用者の数・性質、場所の性質、場所に対する社会的期待(工作物責任の判示と同旨)

ア 確かに、本件事故現場を含む一帯の天然林は、原則として自然の推移に委ねることを基本にして、森林生態系等の特性に応じ、必要な管理を行うものとされており、農林水産大臣が定める国有林野の管理経営基本計画としての第二次地域管理経営計画書の「自然維持タイプ」に該当する(〔証拠略〕)。しかしながら、本件事故現場は、観光客が多数参集する場所であり、かつ、そのように形成された場所でもあった。このことは控訴人らも十分に認識することができたのであって、本件ブナの木が自然維持タイプ地区に生育していた天然木であったとしても、前記のようなその生立していた状況に照らせば、安全性への社会的な期待は高かったというべきである。加えて、本件ブナの木は、観光客の頭上を枝葉が広く覆った形で生育していたのであって、落枝があった場合に観光客に人的被害を及ぼす危険性は高く、被害の程度も重大であるとみられたから、本件事故現場付近の営造物管理者たる控訴人県、本件ブナの木の占有者である控訴人国には、その管理において、周到な安全点検が求められていたというべきである。そして、〔証拠略〕によれば、生きている木でも太い枝が落下することは自然現象として森林でごく普通に起こる現象であり、高老木では、さらにその頻度が高まることが認められ、また、〔証拠略〕によれば、本件ブナの木は、高老木であり、本件事故後には、8月であるのに樹冠の一部に枯葉が残っていただけで、緑の葉は全くなく、立枯れないしそれに近い状態であったことが認められる。したがって、高老木である本件ブナの木が、本件事故のあった平成15年春には、全く芽吹くことがなかったか、一部芽吹いたもののその葉はすぐにかれたものと確認されるのであって、そうであれば、控訴人らは、本件事故前において、本件ブナの木から落枝が起こり得ることを予測することができたものというべきである。

通常予測できる範囲の危険

イ そして、控訴人県は、事実上、本件空白域を管理している立場から、仮に、控訴人県が、本件ブナの木の枝を伐採する権限を控訴人国から与えられていなかったとしても、その危険性を控訴人国に進言したり、危険箇所の警告表示をするなどして、事故回避措置を講ずることもできたのであって、伐採権限がないことから、直ちに、控訴人県の責任が回避されるものではないというべきである。

事故防止措置

ウ そして、控訴人国についても、控訴人県が相応の管理権限を有していないことにかんがみると、控訴人県の事実上の管理があることをもって、これを占有するものとしての責任を逃れることはできないというべきである。

エ 次に、控訴人らは、本件事故発生の前まで、毎年4月に環境庁ないし控訴人県の主催により、本件遊歩道の安全点検(いわゆる合同点検)をしていたものの、〔証拠略〕によれば、点検時間はわずか3時間程度であって、樹木については倒木数本を除去し、危険木をときに1本くらい伐採する程度であったことが認められる。これに対し、〔証拠略〕によれば、本件事故直後に控訴人県が主体となって実施した本件遊歩道全体の緊急点検において、128箇所で枯死立木、枯死枝が確認され、そのうち危険木20本、枯れ枝13本が控訴人国(環境省等)の許可を得た控訴人県により伐採されたこと、控訴人県は、平成16年、17年にも、本件遊歩道についての安全点検を実施し、平成16年には危険木189本を伐採し、平成17年にも約300本の危険木を確認したこと、控訴人県は少なくとも平成17年については4月から10月まで毎月1回の本件遊歩道付近の安全点検を実施したことが認められる。そうすると、本件事故前に控訴人県が主催して行われた合同点検は、危険木の発見、除去という点では、時期的にも、時間的にも、内容的にも、極めて不十分なものであったというべきであって、本件ブナの木の落枝の危険性がこの点検で発見することができなかったことをともって、結果回避の可能性がなかったなどとみる余地はない。

控訴人らの上記主張は採用することができない。(略)